

事務事業チェックシート

事務事業No 796 事業名 生活困窮者自立支援事業

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務		法定受託事務	○
	その他			
会計・予算区分	会計	一般会計		
	款	民生費		
	項	生活保護費		
	目	社会福祉総務費		
	大事業	生活困窮者自立支援事業		
事項	生活困窮者自立支援事業(補助・単独)			

[長期総合計画]

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	4	社会保障制度の充実
施策	1	社会保障制度の充実
基本方針	1	適正な生活保護事業の実施

[まち・ひと・しごと創生総合戦略]

基本目標		
政策		
施策		

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間	永年	～	
事業実施の根拠法令	生活困窮者自立支援法	生活保護法	
関連個別計画	第3次 和歌山市福祉計画		
担当課・担当課長(Tel)	生活支援課	崎山 隆弘	
関連課	生活保護課		

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束				○

1 事業概要及び実施内容

事業目的(「誰・何」をどういう状態にする)ための事業か)	事業内容				
事業概要	<p>平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。</p> <p>○就労の支援その他自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う自立相談支援事業。 ○経済的に困窮し、居住する住宅の所有権もしくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであり、就職を容易にするための住居を確保する必要があるものに対して住居確保給付金を支給する。 ○その他生活困窮者の自立促進を図る事業。</p>				
実施内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
			現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対し、自立の支援に関する措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図る。	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対し、自立の支援に関する措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図る。	

2 事業コスト

事業費等 千円			平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
	事業費						22,894	14,537	21,754			
	伸び率(%)		-	-								
	人件費	常勤職員						39,858	39,858			
		非常勤職員						13,337	13,337			
		小計						53,195	53,195			
	国庫支出金						15,558	13,484	16,209			
	県支出金						2,025	0				
	市債											
	その他						53	42	64			
一般財源(税等)						5,258	1,011	5,481				
所要人数	常勤職員						4.06	4.06				
	非常勤職員						6.1	6.1				
主な予算内訳		非常勤報酬 12,744千円、住居確保給付金 2,904千円、年末年始緊急生活支援委託料 648千円等										

3 目標及び実績

活動指標	指標名及び達成状況				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	相談件数				年度目標値			1,000	1,000	
					実績値			984		
	単位	件	全体目標値		全体目標達成度		98.4%			
					年度目標値					
					実績値					
	単位	件	全体目標値		全体目標達成度					
	成果指標	支援件数				年度目標値		200	200	
						実績値		210		
		単位	件	全体目標値		全体目標達成度		105.0%		
				年度目標値						
				実績値						
単位		件	全体目標値		全体目標達成度					

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か		市が行うべき	○	他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか	○	急いで取り組む		中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	平成27年4月から生活困窮者自立支援法により新設された事業であり、現在は必須事業としての実施にとどまっている。今後支援の幅を広げるためには、任意事業の実施が不可欠である。
「見直し」 「改善」案	